

目 次

訓 令	ページ
3 新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程の一部改正	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任について	3
公平委員会規則	
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 3 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程（平成 28 年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価機関」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、<u>区分及び職位</u>に応じて別表第 1 に定める様式をいう。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 1 人事評価記録書 <u>（管理職）</u> （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 2 人事評価記録書 <u>（監督職）</u> （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 3 人事評価記録書 <u>（一般職）</u> （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 4</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価機関」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、<u>職位</u>に応じて別表第 1 に定める様式をいう。</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 1 人事評価記録書 <u>（事務局次長、課長、参事）</u> （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 2 人事評価記録書 <u>（課長補佐、副参事、係長）</u> （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）その 3 人事評価記録書 <u>（主査、主任、主事、専門員）</u> （略）</p>

# 人事評価記録書（再任用職員）

人事評価記録書(再任用職員) 新潟県市町村総合事務組合 一

評価年度	年 月 日	年 月 日	評価者	氏名	氏名	氏名
被評価者	氏名	氏名	評価者	氏名	氏名	氏名
評価者	氏名	氏名	評価者	氏名	氏名	氏名

1. 業務評価

評価項目及び行動/管理点	自己評価 (10段階評価)	一次評価者 (氏名)	二次評価者 (氏名)
1. 業務の遂行において、責任を持って業務に取り組むこと、職務経歴を適切に公表し業務を遂行する。			
2. 業務に必要な知識・技能を習得する。			
3. 業務の遂行において、必要に応じて相談を行う。			
4. 業務の遂行において、必要に応じて報告を行う。			
5. 業務の遂行において、必要に応じて連絡を行う。			
6. 業務の遂行において、必要に応じて調整を行う。			
7. 業務の遂行において、必要に応じて協力を行う。			
8. 業務の遂行において、必要に応じて連携を行う。			
9. 業務の遂行において、必要に応じて調整を行う。			
10. 業務の遂行において、必要に応じて調整を行う。			

2. 業務以外の業務への貢献状況

業務以外の業務	自己評価 (10段階評価)	一次評価者 (氏名)	二次評価者 (氏名)

評価年度	年 月 日	年 月 日	評価者	氏名	氏名	氏名
被評価者	氏名	氏名	評価者	氏名	氏名	氏名
評価者	氏名	氏名	評価者	氏名	氏名	氏名

1. 業務評価

区分	業務内容	評価 (10段階評価)	自己評価 (10段階評価)	一次評価者 (氏名)	二次評価者 (氏名)
1					
2					
3					
4					

2. 業務以外の業務への貢献状況

業務以外の業務	自己評価 (10段階評価)	一次評価者 (氏名)	二次評価者 (氏名)

別表第1（第2条関係）その5  
人事評価記録書（会計年度任用職員）  
（略）  
別表第2（第4条関係）

被評価者		一次評価者	二次評価者	確認者
区分	職位			
管理職	事務局長次長	事務局長	事務局長	事務局長
	課長、参事	事務局長次長	事務局長	事務局長
監督職	課長補佐、副参事、係長			
一般職	主査、主任、主事	課長	事務局長次長	事務局長
再任用職員	専門員			
会計年度任用職員		課長	二	二

別表第1（第2条関係）その4  
人事評価記録書（会計年度任用職員）  
（略）  
別表第2（第4条関係）

被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
会計年度任用職員	課長	二	二
主事、主任、主査、係長、副参事、課長補佐、専門員	課長	事務局長次長	事務局長
課長、参事	事務局長次長	事務局長	事務局長
事務局長次長	事務局長	事務局長	事務局長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から実施する。

公 告

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合教育委員会委員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和3年8月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

退 任 遠 藤 友 春 令和3年7月27日

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和3年8月16日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第2号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表第1（第2条関係） 14 弥彦村 <table border="1"><thead><tr><th>機 関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>長 部 局</td><td><u>部長</u> <u>防災監</u> <u>参事</u> 課長 公営競技事務所長</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	機 関	職	(略)		長 部 局	<u>部長</u> <u>防災監</u> <u>参事</u> 課長 公営競技事務所長	(略)		別表第1（第2条関係） 14 弥彦村 <table border="1"><thead><tr><th>機 関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>長 部 局</td><td>課長 公営競技事務所長</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	機 関	職	(略)		長 部 局	課長 公営競技事務所長	(略)	
機 関	職																
(略)																	
長 部 局	<u>部長</u> <u>防災監</u> <u>参事</u> 課長 公営競技事務所長																
(略)																	
機 関	職																
(略)																	
長 部 局	課長 公営競技事務所長																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。